別表六（五の二）　記載要領

1　この表は、内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法第69条（外国税額の控除）又は租税特別措置法第66条の７（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第66条の９の３（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該事業年度において法第64条の４第１項から第３項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）又は租税特別措置法第59条の２第１項及び第５項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）　(3)」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額又は欠損金額を記載すること。

3　「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　(5)」の欄は、令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載すること。

4　「①のうち非課税所得分　②」の各欄は、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第138号）による改正前の法人税法施行令第142条第３項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載すること。